

## 令和4年度 国史跡伊勢国府跡調査指導会議 会議録

- 1 日時 令和5年3月15日 13:45～16:45
- 2 会場 鈴鹿市考古博物館 講堂 / 広瀬町 国府跡第42次発掘調査現場
- 3 出席者  
石田 由紀子 (京都国立博物館 考古室長)  
小澤 毅 (三重大学 教授)  
金田 章裕 (京都大学 名誉教授)  
渡辺 寛 (皇學館大學 名誉教授)  
和田 勝彦 (文化財虫菌害研究所 常務理事)  
オブザーバー： 三重県教育委員会 社会教育・文化財保護課  
水橋 公恵 (主幹)・宮原 佑治 (主任)  
三重県埋蔵文化財センター 活用支援課  
穂積 裕昌 (課長)  
亀山市 市民文化部 文化課 まちなみ文化財グループ (欠席)  
事務局 : 鈴鹿市 文化財課 (山田課長・常山 GL・中尾 GL・小菅・田部・  
加藤・田中・渡辺)

### 4 会議録

13:45 開会 (司会：常山 GL)

文化財課長： 挨拶

事務局 (田部)： 平成30年度まで委員を委嘱した奈良文化財研究所・川越先生から退任の申し出があり、令和元年度に石田委員に引き継いでいただきました。令和元年度の会議で石田委員は欠席であったため、出席は今回が初めてです。

石田委員： 挨拶

事務局： 本日の会議は、鈴鹿市情報公開条例第37条により、公開が原則となっております。

議事録は要約記録として、後日公開します。傍聴人は0人です。

資料確認を行います。

議事に入ります。事項書の報告はまとめて報告を行い、後ほど質疑を行います。その後、14時30分に現地視察に向かいます。視察の後、15時45分に博物館に戻り、検討をいただきます。

では、事項書にそって会議を進めます。

事項書の2 (1) 史跡伊勢国府跡に関する動向について、報告します。

① 史跡地の買い上げ (R2) について、資料1により報告します。

事務局 (中尾 GL)： 令和2年に、A-2地区の地権者から、「土地の利活用のため、地面を均したい」との要望を受けました。A-1地区は調査研究並びに整備活用を念頭に置き、計画的に公有化を進める範囲であると位置付けられております。当該地はA-1地区ではないものの、地上遺構が残っており、現状変更を受け付けられないため、地権者の土地利用制限に関わるものとして、土地の買い上げを行いました。該当地の面積、購入価格は資料に示した通りです。

3 該当地の管理状況 については、将来の本整備に向け、除草などの日常管理を行いつつ、現地説明会等での活用を図っています。

4 今後の買い上げ予定 については、保存管理計画に則し、将来の政庁付近の整備に向けて、A-2地区、A-3地区については当年度内では購入せず、A-1地区のうち、政庁及び政庁西側を囲む築地塀及びその内側の範囲を優先的に購入していきます。今後については、今の保

存管理計画に基づき、今後の市の整備方針にも定め、買い上げを行ってまいります。

② 史跡の追加指定 につきまして、A-2 地区と A-3 地区の間の所有者に働きかけ、追加指定に向けた承諾を得ていきます。

また、今後は資料に示したスケジュールで進めていく予定です。以上です。

事務局： 次に、事項書の 2, (1), ②個人住宅にかかる開発行為 (R3) について、資料 2 に移ります。

事務局 (加藤)： 資料 2 の裏に地図があります。今回の施工箇所は、いわゆる B 地区内での話です。経緯は、令和 2 年 4 月に史跡である伊勢国府跡の B 地区内での住宅建築の問い合わせを受けて、その際に史跡の B 地区であることまでの説明はせず、「長者屋敷遺跡に該当している」とだけ伝えました。令和 3 年 11 月 9 日に、該当地での工事に伴う 93 条届出についての問い合わせがあり、その際に翌週着工予定であることが判明しました。該当地は、以前の母屋建設の際に工事立会を実施した過去がありました。平成 17 年です。その経験から、施主・代理人共に改めて提出する必要はないと自己判断してしまい、問合せや届出の提出が遅れたということです。

本件について、埋蔵文化財届出事務担当が史跡担当や発掘調査担当と情報共有をしたことで、該当地が史跡の B 地区であるということが発覚しました。その後、県教委と相談し、「史跡の B 地区である旨を施主に説明し、保存に係る理解を仰ぐ場を設ける」「図面の提出を大至急求める」ことを決定し、代理人から書類を提出してもらいました。

代理人による図面提出後、本件対応について県教委と協議し、ここに書いてあるよう①・②・③という内容を共有・整理しました。

その後、市と施主及び代理人とで協議の場を開き、改めて「当該地は史跡の B 地区であり、保存が望ましい土地である」旨を伝えましたが、既に工事準備が進められてしまっていたことから、増築の見直しまで話は至りませんでした。周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事の届出 (法 93 条届出) を提出させ、県教委の指示に従い、範囲確認調査を実施しました。調査の結果、遺構・遺物が確認されなかったため、調査後、施主は工事に着手しました。

今回の件は史跡指定以降、史跡近接地の保存について市から住民に周知できていなかったことが引き起こした事象でした。

今後の対応としましては、令和 4 年 2 月から届出事務分担を見直し、情報共有・連携体制の改善を図っています。今後は組織の再編成も含めて検討し、史跡保護に万全を期していきます。以上です。

事務局： 説明は以上です。ここで和田委員から、近年の文化庁の動き等について指導いただきます。資料を配布します。

和田： 資料は 2 つ準備しました。「事務連絡～」と書いてあるものは、つい先日、文化庁文化財第二課から都道府県に発出された文書の写しです。

もう一部、「説明補足用のメモ」と書いてあるものが、本日お話しする内容を書いたものです。このメモにそってお話をしたいと思います。10 分で説明せよとの事務局からの指示でしたが、少し長くなりますので、お願いします。

追加資料 「説明補足用のメモ (手持ち)」の要点を読み上げ説明

要約：

- ・本案件が発生した原因は、「指定相当の重要な遺跡 (の範囲)」についての周知が不足していたことによると考える。
  - ・現在、国 (文化庁) が進めている以下の施策を行うことで、本案件に至る原因 (周知不足) を解消できる。
    - ・国が「史跡指定相当の埋蔵文化財包蔵地リスト」を作るという施策を進めている。
- 令和 5 年の秋には、リスト及び関係資料の作成の予定で作業を進めている。

- ・施策の趣旨は、「重要な埋蔵文化財包蔵地をリストで特定」し、「その内容等を公表して、土地開発事業者等へ周知させる」ことにより、開発業者が重要な遺跡地での開発の実施を検討できる（そこでの開発を行わない、という検討ができる）ようにすることで、埋蔵文化財保護と開発との調整に努めようというものである。
- ・リストに掲載されることで、「(指定を受けてはいないが) 重要な遺跡(の範囲)である」ことが明確になり、また、広く市民・開発業者等に周知できる。
- ・伊勢国府跡は追加指定を検討しており、長者屋敷遺跡において発掘調査を進めている。このような、既指定史跡で、追加指定を検討している案件(遺跡・史跡)は、必ずリストに掲載される。
- ・伊勢国府跡の場合、リストに添付される「関係資料」に示す今後の保護の方針の内容は、「保存管理計画」に記した内容を基本とできるが、そのままでもよい、ということにはならず、現状を踏まえ、「保存活用計画」に見合う内容を文化庁から求められる可能性が高い。これらの調整・協議は、国の施策のスケジュールに合わせ、早急に進めていく必要がある。
- ・「関係資料」に記載する追加指定予定地域についての注意事項：
  - ・A・B・C地区の区割りの見直し
  - ・現時点での追加指定予定地の線引きの検討、提示
  - ・上記2点を検討するために必要な発掘調査地点の選定と調査の実施

和田： このように、伊勢国府跡の保護については、現在、国が進めている施策を行うことで、より良い方向へ進めていけると考えます。そのために、国(文化庁)とも相談しながら、「保存活用計画」に記載できる内容の「保護のあり方」を早急に検討していく。そのために必要な発掘調査を進めていく必要があると考えます。

「指定相当の遺跡リスト」の作成は、現在進行形で文化庁が進めている事業です。伊勢国府跡の扱いは、確実に議論の対象となり、協議が行われることとなります。文化庁との協議において、三重県・鈴鹿市として、伊勢国府跡を確実に保護するために必要な追加指定範囲等について具体的な案を提示していくなど、的確な対応が必要であり、ぜひ、そのような対応を行っていただきたいと考えます。以上です。

14:45

事務局： ありがとうございます。この議題については、これで終了します。

次に、2 報告 (2) 長者屋敷遺跡(伊勢国府跡)の発掘調査について に進みます。担当が報告します。

事務局(田部)： お手元の資料3を確認願います。この3月31日に概要報告書を出します。その原稿(案)をそのまま付けました。

議題の① 令和2・3年度 第40・41次調査について報告します。

資料3の9頁をご覧ください。令和2・3年度の調査地について、真ん中あたりに水色で塗っている範囲が令和2年度の調査になります。その隣、少し細いのですが、黄色で示している部分が令和3年度の発掘調査区です。令和2・3年度は、コロナの関係で指導会議は実施していませんが、この2か所の調査を行いました。概要報告書・伊勢国府跡23,24は、お手元の封筒の中に入っています。

以上が報告事項です。

事務局(田部)： 続いて、3 議題 (1)令和4年度 第42次調査の成果の検討に入ります。

同じく、資料3の9頁の図を確認ください。

令和4年度(今年度)は、長塚南東区の右上の方、図に赤色で細長く示している箇所の調査を行いました。この後、現地に移動して、御指導をいただきたいと思っております。

10頁の図に、今年度の発掘調査で検出した遺構を青色で示しました。調査区の南端は、長

塚南東区の北東隅の内溝・外溝にかかっており、その北側のブロックが調査区の大半になります。調査区の北端は、長塚北東区の南東隅の内溝と外溝にかかっていると理解しています。それでは、今から現地へ移動し、ご指導いただきたいと思います。ご準備をお願いします。

---

14:48 長者屋敷跡第 42 次発掘調査現場へ移動

---

15:10 発掘調査現場にて、説明。現場確認、指導

◇調査区北端の SD381 (長塚北東区／南東隅の築地塀の内溝／東側溝) と考えている箇所について

小澤： 平面検出では、SD381 の南端が南へ張り出しているとも見える。本当にここで SD381 が SD383 (内溝の南側筋) と直交して、溝の角となるのか。SD381 の南への張り出しは攪乱(「瓦だまり」の廃棄土坑)との説明であったが、本当に攪乱なのか。断ち割りをかけて、確認することが望ましい。

◇築地塀の両側の柱穴の有無について

金田： 築地塀の両側に柱穴は確認されているのか。

事務局(田部)： されていない。瓦の出土もない。

小澤： 可能性としては、①瓦を葺かない上土塀などの築地塀であった、②未完成であった、の2つが想定できる。

この規模の溝を掘削すれば、相当の土量が出る。その土で築地塀を作るのは合理的である。

地山を掘った土で築地塀を作る→崩れる→溝の堆積土に地山土が混じるのは、当然の流れである。

◇サブトレンチ 1 西壁の②層【資料 3 P.11 Fig.5 サブトレンチ 1 西壁 (SD383)】について

金田・渡辺： ②層下部にブロック状に混ざる黄色の土(地山土)は、築地塀の崩落土と考えられる。

◇トレンチ 7 (SD382：長塚北東区／南東隅の築地塀の外溝) の④層【資料 3 P.11 Fig.5 サブトレンチ 7 (SD382 東壁)】について

小澤： ④層の土は、地山に由来する土か。

事務局(田部)： 地山に由来する土である。

小澤： そうであれば、これも、築地塀の崩落土と考えられる。

◇長塚北東区と長塚南東区間の東西道路の道路幅について【資料 3 P.14 Fig.8】

小澤： これまでは南北道路は幅が 12mであることを確認していたので、(幅を確認できていなかった)東西道路の幅についても、単純に 12mと推測していた。これが 15m幅であると確認できたことは意味がある。

◇第 18-2 次調査で確認した「基準土坑 (SK259)」について

事務局(田部)： 第 18-2 次調査で、今回確認した長塚北東区と長塚南東区間の東西道路の西側の続きの一部を確認している。この調査の際に、東西街路南側溝の外溝と、道を設けるための測定の基準の旗を立てたと想定されている土坑 (SK259) が確認されている。東西街路の北側溝は確認できなかった。これまでの調査で南北道路幅が 12mであると確認されていたので、東西道路も 12m 幅であると想定すると、SK259 が道路幅の中央にならなかった。しかし、15m幅とすると、この土坑 SK259 が道路幅の中央になり、基準土坑であると言えるかと考

える。

小澤： 形状等はどのようなものであったのか。

水橋（県教委）： 掘方は大きくきっちりしている。形状は明確な方形ではなく、やや斜めの隅丸方形であった。床面をとて丁寧に平らに均してあった。柱自体は直径 20～30cm 程度であったと記憶している。

基準柱の事例は、東寺に事例がある。東寺では簡単な杭を基準にしている。

石田： 藤原宮にも事例がある。大極殿院の調査（藤原第 205 次）では大極殿院の回廊の棟通りにのった杭が 2 本出土していて、基準杭だと考えられている。

小澤： 平城宮東区朝堂院の中宮閤門（SB11210）の建物心でも、測量の基準と考えられる掘立柱を立てた事例がある（SX11219）。『平城宮発掘調査報告 14』で報告している。「対」になるものは見つかっていない。伊勢国府跡第 18-2 次調査の SK259 は測量の基準点（柱）と考えてよいだろう。

---

15:40 政庁跡へ移動。現場確認。

◇政庁跡の説明看板

事務局(田部)： 説明板が経年劣化により毀損。文字も読めない。次年度、説明板のみ作り直す。脚部・基礎は現物を継続使用する。基礎は触らない。

◇政庁跡（市有地）の維持管理

事務局(田部)： 市職員とボランティアの方で草刈りを実施。大変である。

◇質疑応答

小澤： 正殿周辺では、瓦は出土するのか。

事務局(田部)： 出土している。

---

15:55 考古博物館へ移動。

16:15 考古博物館 講堂において、会議

事務局： 現場確認と御指導、ありがとうございました。それでは、事項書にそって会議を進めます。事項書の 3 議題の(2) 令和 5 年度の発掘調査計画 について、担当より説明します。

事務局(田部)： 令和 5 年度の発掘調査計画に検討をお願いします。資料 3・4 を確認ください。

まず、今年度の発掘調査において、長塚北東区と長塚南東区の間、の街区道路のあり方を確認できました。

2 年前に長塚南東区の南辺の中央部分を発掘しました（資料 3 9 頁 Fig.3 青色表示、6AIA-F 区）。こちらが長塚南東区の南北方向の中心軸になるので、この辺りに入口施設がないかということを確認したのですが、何もなく溝が続いていることを確認しています。長塚南東区の西辺も溝が途切れることなくずっと続いており、入り口的なものが今のところ何も見つかっていません。同東辺は、昨年度調査を行った箇所（資料 3 9 頁 Fig.3 黄色表示）は、深さ 1m 以上まで攪乱されていました。このため、東側で確認できている内容は少ないです。

そこで、次年度の発掘調査箇所の第 1 候補は、資料 4 に示した通り、今年度調査した調査区の西側のところ、長塚南東区の北辺の中央部分を開けるような形で設定させていただくと、

長塚南東区の区画のあり方が確認できるのではないかと考えています。これで、長塚南東区の調査は、来年度あたりで一区切りとし、次は追加の指定の方に動き出す。調査と同時で進めることとなりますが、追加指定を行い、次の区画の調査と追加指定に向けて進んでいく、という流れがいいのかな、と考えています。御審議いただければと思います。お願いいたします。

金田： 今、写真（資料4）に、青の楕円で示してある部分の調査を考えておられるわけですよね。

事務局（田部）： そうです。

金田： もちろんそれで問題ないのですが、国庁から北へ伸びる、広い幅の南北の道路との交差点（長塚南東区の北西隅部）の調査予定はあるのですか。それは、また後で、ということですか。

事務局（田部）： 再来年度以降などに、調査できると考えます。

金田： 私は、以前に、国庁と金藪までの間に、ちょっと曲がったルートがあったと想定したことがあるのですが。この図で。そうそれ。しかし、他にちゃんとした根拠が少なかったもので、その時に推定したのは、国庁の北側を通過して、真ん中から北へ行って、それで今の方に入るのではないかと、思ったのですが、あまり根拠はないです。

小澤： 私も金田先生がおっしゃるように、中央の南北道路との交差点を範囲に含めた調査区を設定することができないか、と感じました。そこで交差点が見つければ、15m幅・幅50尺の道路が通っていたということが確定します。中央の南北道路との取り付き方は、非常に興味があるところです。

ただ、そこにしても、第1候補として挙げられたところにしても、土地を借用できるかなどの関係で、計画したように掘れるのかという問題があります。門があるかないかは、もちろん大切ですが、まっすぐに溝が続いていたからと言って、そこに出入り口がないとは言えないわけです。必ずしも溝自体を途切れさせる必要はないわけですから。費用対効果と申しますか、得られる成果が、どちらの方があるかと言えば、やはり、方格街区全体における中央寄りのところ、南北道路との交差点となる箇所の発掘調査は、選択肢としてあり得るのではないかと思います。

説明はなかったと思いますが、第2候補として示している方格街区の西南のコーナーです。ここは、想定する最も南の区画よりも1つ北側の区画の南西隅になると思いますが、これは候補として考えておられたものなのでしょうか。

事務局（田部）： 今のところ第1候補を優先的にと考えております。長塚南東区が終わってから、この第2候補である中土井南区の調査を行いたいとは思っています。第1候補のところで何か調査が必要でしたら、第2候補の発掘調査は先の年度に行うこととして、先に長塚南東区の調査をさせていただきたいと思っております。

小澤： わかりました。指定範囲の間の未指定部分の調査成果を繋げていく。その成果を示して、追加指定に進めていく。そういった流れでしょう。長塚南東区の調査を先に進めるということについては、異存はございません。

和田： （先ほどの説明の中で）今後、「保存と規制のかけ方」を「書いたもの」として示す場合に、そういう区切りになるところをきちんと調べることが大切だと申し上げました。そのような観点で見ると、例えば、金藪のすぐ南側に、東西の道路にはなっていないけれど、

道があるという表示になっています。この東西の延長の有無が把握できてないので、道であると明確に言えないのだ、ということがあったので、それをはっきりさせる調査があった方がいいのではないかと考えます。

それから、今日拝見した調査地区の 15m幅の東西道路。その西側（亀山側）への延長は、区画の 1 区切り目として、線で結ぶことができる状態になったと考えてよろしいのでしょうか。西への延長の有無は、まだ確認されていません。そこを確認すると、この区画が規則的に（東西に）何列になるのか。それが 3 列北に向かってある、というようなことがわかってきます。これが明らかになると、「ここまでは追加指定する予定だ」と言いやすくなるという気がします。

小澤： 和田委員の発言にも関わりますが、今年確認した 15m幅の東西道路の西端にあたる第 18-2 次調査区では、東西道路の西への延長に当たる遺構は確認されています。（資料 3）14 頁の図にも載っていますが、東西道路の南側溝は、そこ（第 18-2 次調査区）までは少なくとも延びるということ。そういった理解でよろしいわけですね。

事務局（田部）：（18-2 次調査において、中土井南区の）区画の西端から 3 分の 1 ぐらいまでは続いていることを確認しています。（資料 3 9 頁 Fig. 9）「18-2 次」という文字の右あたりに、黒色の四角の印のところに赤い線が引いてあります。少し、見にくいですが…。ここでは東西道路の南側溝が見つっています。その東側でも南北に何本か小さなトレンチを入れています。そこでは（溝の延長部分が）見つっていないので、（溝及び道路は）途中で止まっている、と考えています。（今回の調査地区で確認した 15m幅道路の西の延長にあたる、中土井南地区の北辺の東西道路の南側溝は、中土井南区の北辺の西から）3 分の 1 ぐらいまではあることを確認していますが、その東側の残りの部分はまだ確認されておらず、その間（長塚南西区北辺全体とその東の長塚南東区）の今回の調査区のところまでは、まだ未発掘なので、未確認だということになります。

小澤： わかりました。

和田： 金藪のすぐ南のところで、東西に点線になっているところ（資料 3 9 頁 Fig. 3）。その右（東）の方へ向けているところ。そこで、片側の溝でも良いので確認ができると、ここまでがそう（方格街区の範囲）だと言えることになります。（指定相当の遺跡のリストとして）文化庁に申告する資料の中に、「ここも追加指定の予定だ」と言えそうな気がします。この部分が明確ではありません。ここを明らかにする調査をすれば、「ここまで（方格街区が）ある」と言い切れるのではないかと考えます。

この部分が確認できると、（方形街区の南北方向の街区は）3 列並んでいることになります。その北に金藪がある。金藪の役割は明確ではありませんが、その南には（南北方向に）3 列の区画があると明確に言えるようになります。

長塚北東区や南野北区、あるいは西の長塚南東区や中土井南区では、ほとんど遺構が見つかっておらず、溝自体があるのかもわかっていないので、そちらの調査が優先だということですね。

北側の境がどこであるのかが明らかになれば、その南はもうあるに決まっている、と言えるのです。ですので、私はそういう（方形街区の）北側（区画の調査）が優先順位ではないか、と思います。

事務局（田部）： 金藪の両サイドで想定されている東西の区画。例えば、この西野南東、西野南西と言っている区画が、本当に南東の区画と一体のものと考えて良いのでしょうか。それが一体というものだということが証明できるならば、その論理でいけると思うのですが、今の段階では躊躇があるということです。ですので、金藪と長塚南東区側の両方から（調査を）進めていかないと、（長塚南東区と金藪の）間が本当に繋がるのかがわからない。

私は、(長塚南東区周辺の調査が) 十分ではないのではないかと、と考えています。

和田： そう思っても、南北道路が出ています。これが金藪にぶつかる。こういう状態になったからには、ここ(国府の北側)からが、そのまま政庁の外郭であると言ってしまうことができるのではないかと、私は思います。市の姿勢は、なかなか真面目(慎重)ですね。

渡辺： 少し時代がずれますが、15m幅の東西道路は、齋宮で確認していませんでしたか。齋宮は8世紀です。伊勢国府跡と齋宮との類似性はすでに指摘されていると思います。これまでは、こちら(伊勢国府跡)では(15m幅の道路は)認めて(確認して)いませんでしたが、齋宮では15m幅の東西道路を確認したという報告(書)があったと思います。記憶がはっきりしませんが、調べておいていただきたいと思います。

先ほど現場でも、「15m幅は少し広すぎる」とか、そのような議論があったと思いますが。

宮原(県教委)： 私は2年前まで齋宮博物館で発掘調査を担当しておりました。奈良時代の終わりから平安時代の方格街区と街路の規格ですね。(街路幅については)確か、40尺(12m)幅であったと記憶しています。

小澤： いくつかの規格があったと記憶しています。50尺(15m)もあったのではないかと。

金田： 方格の規格も違いますね。

宮原： 齋宮の方格は、400尺四方×街路幅40尺が一つの規格であったと記憶しています。一概に一つの基準ではなくて、基準幅が異なる場所もあったと記憶しています。記憶がいまいなので、報告書等を確認します。

石田： 確認です。南野南区の北東隅、東側の側溝は見つかっていますか。

事務局(田部)： 北東隅は確認されていません。東側溝は(資料3 9頁 Fig.3) 6AGF-A区で確認してします。南端には調査区を設定しておらず、未調査であるため、確認していません。

今回確認した東西方向の15m幅道路の東端が、34次調査6AGH-C区にあたります。調査はしていますが、溝は確認していません。調査はその北までで止まっていて、その交点は未調査です。

石田： 今回確認した東西方向の15m幅道路が東にどう延びるのか、ということも少し気になりました。やはり道路の交点部分を調査するのが一番効果的かと思います。金田先生・小澤先生がおっしゃるように中央の1番広い道路のところが一番良いとは思いますが、東側の南野南区の北東隅の調査も、1つの案かとは思いました。

和田： 他のご意見がないようなので、1つだけ追加します。今日は亀山市が御欠席です。先ほど私が御説明した事例において、文化庁と協議を行い、何かを説明する場合は、面積は少し狭いですが、亀山市に入る範囲もあります。亀山市にかかる範囲についても、鈴鹿市と同様のことを言わないといけないと思います。(先ほどの事例の件について)亀山市さんが御存じであるかということを確認した方が良いと思います。

それから、国府跡の話からは離れますが、国府跡の北西部には、国府跡の方格地割の軸線とは角度が異なる方形の区画があります。これは第二次世界大戦中の飛行場です。近頃は、そのような現代のものについても、保存の議論が上がってきています。例えば、出雲大社の近くに海軍の大きな飛行場があって、その保存が問題になっています。戦跡の保存に熱心な方々が、ここ(伊勢国府跡にある戦跡)についても、何かを言い出す可能性はあるのではな

いかと思います。そのような話が地元で起きていませんか。三重県においても、そのような動きは起きていませんか。戦跡については市民運動が起きます。(指定相当の遺跡リスト作成に関する)第1次報告書には、近・現代の遺跡の取り扱いについても指摘があるので、そのような保存運動が市民から起きた場合、なんか、捕まえられる可能性がある(伊勢国府跡についても、その取扱いについて、何らかの記述を求められる)という、少し先の心配事です。

石田： 飛行場とはどこでしょうか。地図に載っていますか。

和田： 載っています。(資料3 9頁 Fig.3)伊勢国府跡の街区のうち、北西部の丸内南東・中土居北のあたりです。街区の軸線とは異なる方位の方形の区画があります。これが飛行場の隅です。国府跡を壊していることとなります。そういうもの(第二次世界大戦の戦跡)は、今までは埋蔵文化財とは言わなかったのですが。

小澤： 先ほどの方格街区の範囲の問題に関わりませんが、仲井南区の北側の東西道路の側溝は確認していますか。あるいは、区画の中のその他の区画溝は確認していますか。仲井南区の北側の道路は、調査すれば出てくる可能性は想定できますか。

事務局(田部)： 仲井南区の区画溝は、まだ1つも見つかっていません。溝の存在が想定できる調査区を設定しましたが、確認されていません(資料3 9頁 Fig.3 6ADC-A区, 6ADC-B区)。

小澤： 仲井南区の北側の東西道路の南側溝にあたるものは、6ADC-A区では、非常に幅の狭いトレンチですから、そこでは出ていないということですが、存在する可能性は否定できないでしょうか。

事務局(田部)： トレンチが1か所で、細いトレンチなので、そこだけが抜けていれば(確認できなかったのであれば)、確かにそう考える(存在する可能性を想定する)べきだと思います。

小澤： 「あって然かるべき」と思って調査したが、見つからなかった、ということですね。とすれば、先ほど石田委員もおっしゃっていましたが、やはり確実なのは、道路の交差点の部分の調査を行うこと。今回の調査もそうでしたが、そういったところに調査区を設定すれば、溝・道路など区画の存在を示す遺構を確認できる可能性が高いと思います。

仲井南と西野南東の交点。西野南東区の北東と、仲井南区の北西の交差点の辺りを掘れば、方格街区の北辺の溝が東に延びるのかどうかは、一番わかりやすいかもしれませんね。

可能であれば、そこで、調査区を北にも延ばして、(西野南東区・仲井南区の)北側の東西道路の北側溝の有無を確認できれば、さらによいでしょう。範囲を確定させていくという流れでいけば、そこはやはり優先的に調査すべきかと。これは、和田委員がおっしゃっていることでもあります。

和田： 国の「指定相当の遺跡リスト」に掲載すると、掲載したところは「国が大切にしているところだ」と全国に知らせることになります。掲載の有無は、開発者側からみれば、開発を行う・行わないを判断する根拠となります。ですから、その範囲を明確に示すことは大切なことであると考えます。小澤委員の意見のとおり、範囲を明確にするような調査を行う必要があり、それができる調査地区の設定を行うことが望ましいと考えます。

宮原(県教委)： 先ほど斎宮の方格街区の道路幅について40尺と申しましたが、50尺でした。訂正します。

事務局(田部)： 様々な意見を頂戴しました。その中から1か所ないし2か所程度を選択し、調査を行いたいと考えます。また来年度も御指導いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

事務局： 他に意見が無ければ、これで審議が終わりましたので、議事を終了します。

課長終了挨拶

16:45 終了